

## 公益通報者保護制度に関する新潟県内企業の意識調査

**公益通報の窓口を設置・検討している企業は 21.7%**

## ～ 「言葉も知らない」企業は 2 割超 ～

中古車販売大手による保険金不正請求や、雇用調整助成金の不正受給など、コンプライアンス違反が外部からの指摘を受けて発覚する事件が目立っている。こうした企業では、事情を知っている社内の従業員などが早くから声をあげれば被害を抑制できた可能性がある。

そのため、刑事罰や過料の対象となる法令違反について内部または外部に通報（以下、「公益通報」）した従業員等を解雇などの不利益な取扱いから保護する目的で作られた消費者庁が所管する公益通報者保護法がある。2020年6月の改正では、公益通報の受付窓口の設置など、対応体制の整備が求められるようになった。

改正した同法が2022年6月に施行されて1年以上が経過しているなか、大手企業であっても十分に対応できていない実態が社会全体で注目されている。

帝国データバンク新潟支店は、公益通報者保護制度に関する企業の見解について調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2023年10月調査とともにを行った。

※ 調査期間は2023年10月18日～31日、調査対象は新潟県内企業485社で、有効回答企業数は267社（回答率55.1%）

**調査結果（要旨）**

1. 改正公益通報者保護法に関して、「内容を理解し、対応している」企業は8.2%にとどまる。「言葉も知らない」企業は2割超
2. 『公益通報の窓口を設置および検討している』企業は21.7%
3. 設置のきっかけは、「社内のコンプライアンス強化」が60.3%
4. 設置の効果は、「法律上の義務を遵守できる」が60.3%でトップ
5. 設置しない理由、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」が54.5%で最多

### 1. 改正公益通報者保護法について、内容を理解し、対応している企業は8.2%にとどまる

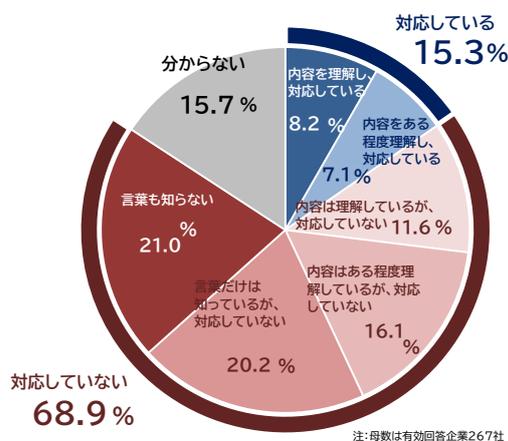
2022年6月に施行した改正公益通報者保護法に関して、自社の理解や対応状況について尋ねたところ、内容を一定程度理解したうえで『対応している』企業は15.3%となった。その内訳は「内容を理解し、対応している」が8.2%、「内容をある程度理解し、対応している」が7.1%だった。

他方、『対応していない』<sup>1</sup>は68.9%となり、とりわけ「言葉も知らない」(21.0%)企業が2割を超えた。

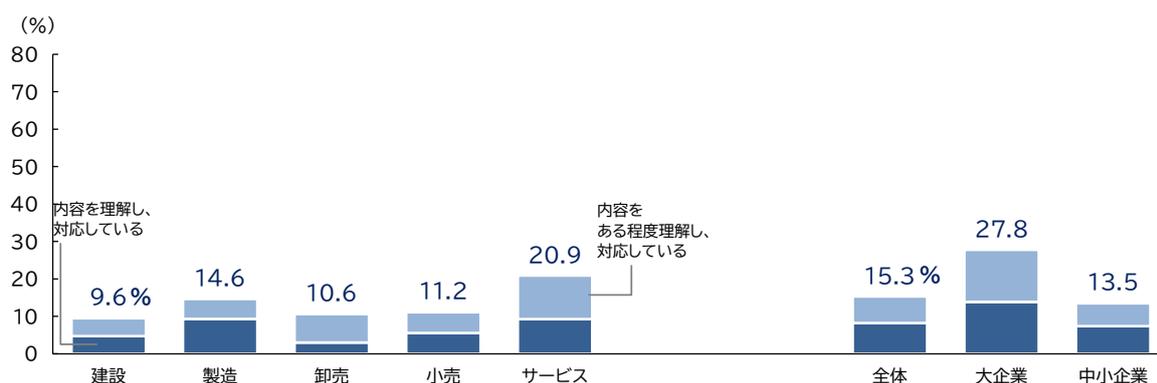
『対応している』企業を業界別にみると、『サービス』が20.9%と最も高く唯一2割を超えた。次いで、『製造』(14.6%)、『小売』(11.2%)、『卸売』(10.6%)が1割台で続いた。

また、規模別にみると、「大企業」の27.8%が対応しているのに対し、「中小企業」は13.5%にとどまり規模間格差がみられた。

#### 改正公益通報者保護法への対応状況



#### 『対応している』割合 ～主要5業界別・規模別～



<sup>1</sup> 『対応していない』は「内容は理解しているが、対応していない」と「内容はある程度理解しているが、対応していない」、「言葉だけは知っているが、対応していない」、「言葉も知らない」の合計

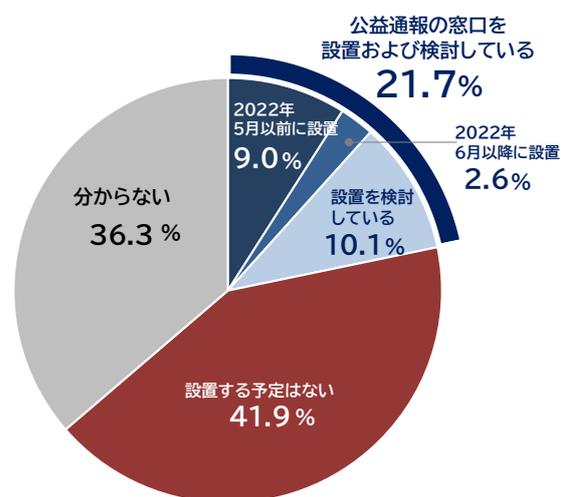
## 2. 公益通報の窓口を設置および検討している企業は2割強

自社における従業員等からの公益通報への対応体制について尋ねたところ、改正公益通報者保護法が施行される前である「(2022年5月以前に) 公益通報の受付窓口を設置している」企業は9.0%だった。また、改正法の施行後となる「(2022年6月以降に) 公益通報の受付窓口を設置している」企業は2.6%にとどまり、「公益通報の受付窓口の設置を検討している」企業は10.1%だった。

これらを合計した『公益通報の窓口を設置および検討している』企業は21.7%で、2割強となった。

他方、「法律を理解していない」(卸売) といった声にもあるように、制度に対する認知不足などもあり、4割を超える企業で公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」(41.9%) と考えていた。

### 公益通報への対応体制



注:母数は有効回答企業267社

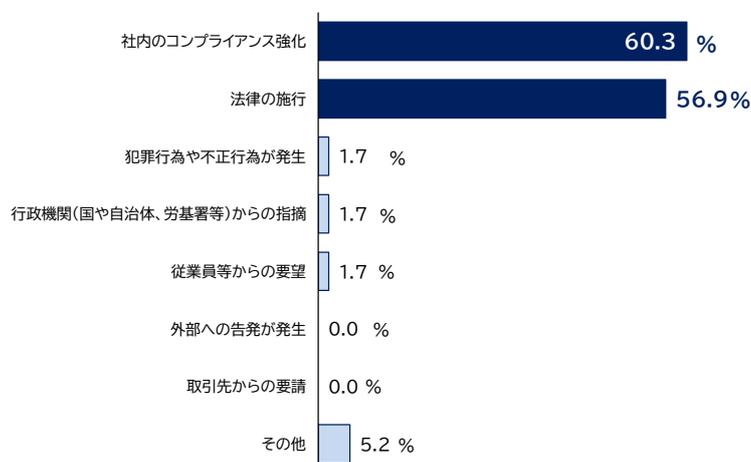
## 3. 企業の約6割が、社内のコンプライアンスの強化をきっかけに公益通報の窓口を設置

『公益通報の窓口を設置および検討している』企業に対して、設置したまたは設置を検討するきっかけについて尋ねたところ、「社内のコンプライアンス強化」が60.3%で最多となった(複数回答、以下同)。

次いで、「法律の施行」(56.9%)が続き、5割を超えた。

以下、「犯罪行為や不正行為が発生」「行政機関(国や自治体、労基署等)からの指摘」「従業員等からの要望」(それぞれ1.7%)が続いたほか、自社の所属するグループの方針で設置している企業もあった。

### 設置のきっかけ(複数回答)



注:母数は『公益通報の窓口を設置および検討している』企業58社

#### 4. 設置効果は、「法律上の義務を遵守できる」が約6割でトップ

『公益通報の窓口を設置および検討している』企業に対して、設置による効果について尋ねたところ、「法律上の義務を遵守できる」が60.3%でトップとなった（複数回答、以下同）。次いで、「経営上のリスクの未然防止・早期発見」（55.2%）が5割台で続き、「従業員が安心して通報ができる」（34.5%）も3割を超えた。

#### 設置の効果（複数回答）

	全体	企業規模 (%)	
		大企業	中小企業
1 法律上の義務を遵守できる	60.3	85.7	52.3
2 経営上のリスクの未然防止・早期発見	55.2	71.4	50.0
3 従業員が安心して通報ができる	34.5	35.7	34.1
4 消費者や株主、取引先など、幅広いステークホルダーからの信頼獲得	10.3	28.6	4.5
5 外部（行政機関、マスコミ等）への告発が一定程度制限される	3.4	0.0	4.5
6 通報が増えて、職員が疑心暗鬼になり、職場環境が悪化した	0.0	0.0	0.0
通報が少なく、特に効果を感じていない	12.1	0.0	15.9
その他	3.4	7.1	2.3

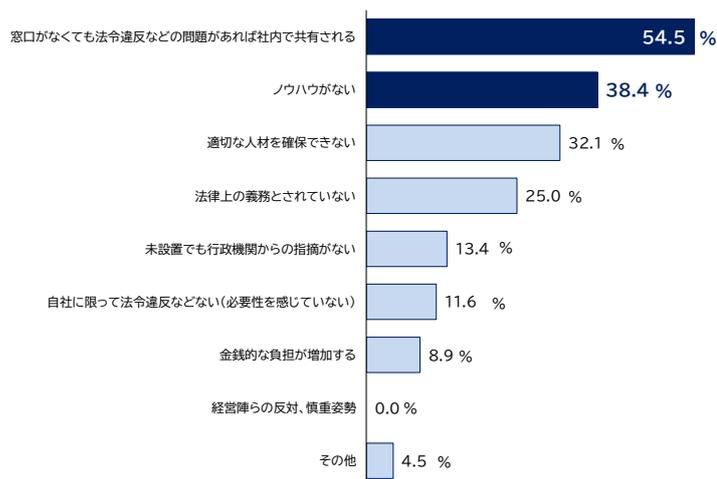
注1: 網掛けは企業規模の比較で割合が5ポイント以上高い方を示す  
 注2: 母数は『公益通報の窓口を設置および検討している』企業58社

他方、「通報が少なく、特に効果を感じていない」（12.1%）とする企業も一定数存在した。

#### 5. 設置しない理由、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」が半数超

公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」企業に対して、設置しない理由について尋ねたところ、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」（54.5%）が半数を超えた（複数回答、以下同）。企業からは、「家族中心の経営のため、必要性がないと考えている」（サービス）などの意見があった。

#### 設置しない理由（複数回答）



注: 母数は公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」企業112社

以下、「ノウハウがない」（38.4%）と「適切な人材を確保できない」（32.1%）が3割台で続き、「法律上の義務とされていない」（25.0%）が2割台となった。

## まとめ

公益通報者保護制度について、内容を理解し対応している新潟県内企業は1割弱にとどまっていた。一方、対応していない企業は7割弱におよび、なかでも言葉も知らない企業が約2割あった。また、社内のコンプライアンス強化を中心に公益通報の窓口を設置・検討する企業が2割強ある一方、4割を超える企業は設置を予定していない。

他方、設置企業の多くは「法律上の義務を遵守できる」や「経営上のリスクの未然防止・早期発見」などの効果を実感していることも判明した。

ただし、同制度は大企業が対象で中小企業は必要ないと考える企業も多く、「企業グループとして以前から取り組んでいる」（サービス）や「親会社に準じているため」（金融）など、中小企業単体での取り組みはまだ少ないとみられ、国や行政からの積極的な主旨の説明や情報提供、啓蒙活動が必要といえるだろう。

現在、企業のコンプライアンス問題に起因する諸問題がたびたび報道されているが、社内で十分な自浄作用が働いていない点が重要な問題といえる。各企業がこの制度の内容を正しく理解し、ルールに沿った運用を行うことが自社の対外信用を高めることにつながる。同時に、国や行政機関には制度に関する丁寧な説明や中小企業にとって参考となるサンプル集などの情報提供を行うことが求められる。

## 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員数300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

### 【 内容に関する問い合わせ先 】

株式会社帝国データバンク 新潟支店 担当：横井

TEL : 025-245-5606 FAX : 025-241-9019